

安心とやま  
国民保護ってなんだろう？



— 武力攻撃やテロなどから身を守るために —

## はじめに

平成16年9月、わが国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が施行されました。

このパンフレットは、「国民保護とは何か」、武力攻撃や大規模テロなどに際して「みなさんがどのように行動すればよいか」などについてとりまとめたものです。

## 国民保護とは

武力攻撃や大規模テロなどから  
国民の生命、身体、財産を守るためのしくみです

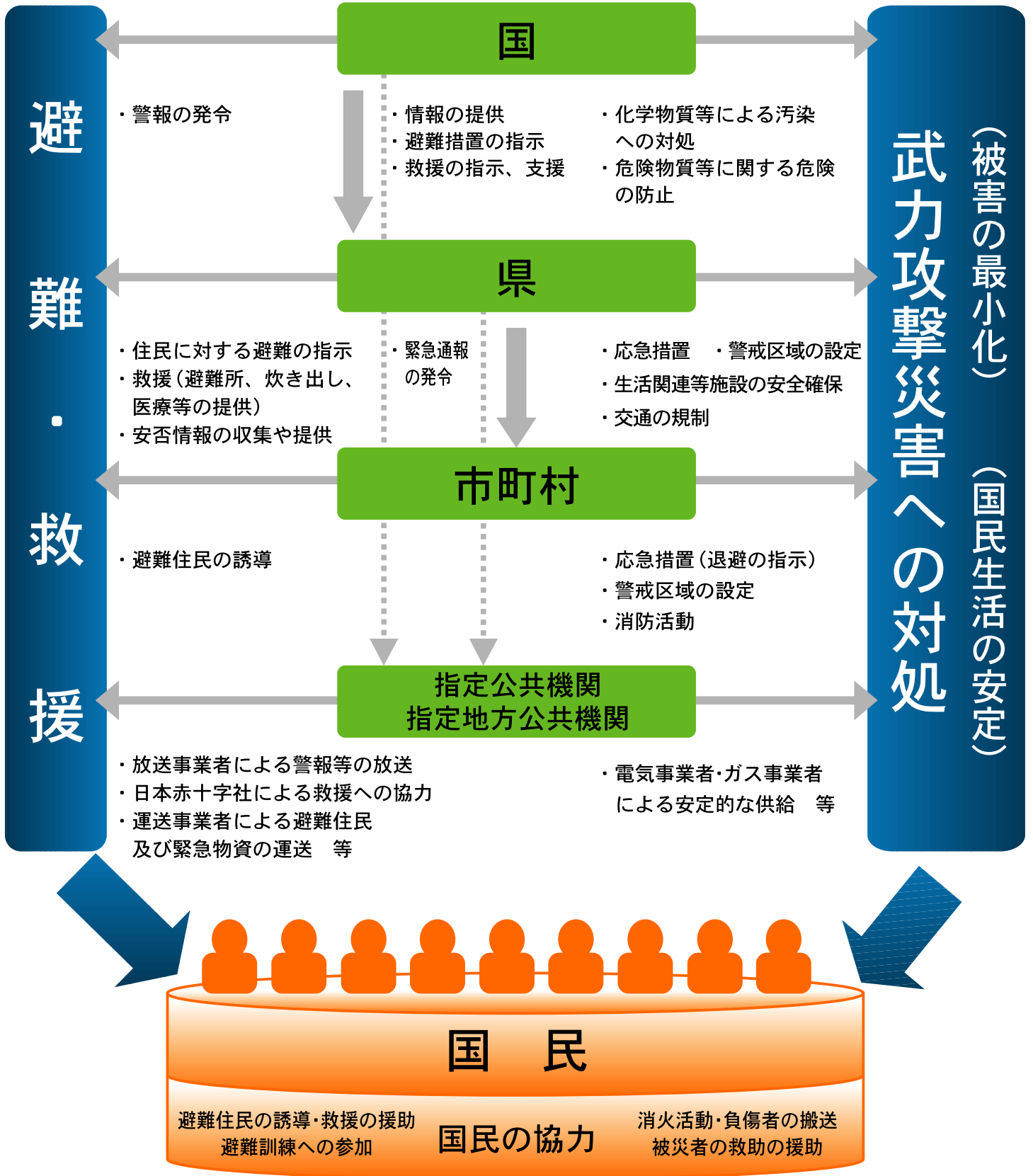
- 武力攻撃や大規模テロなどのような事態を回避するために、国が最大限の外交努力を行うことは当然です。
- しかし、万が一このような事態による災害が起こった場合、迅速に住民のみなさんの避難誘導を行うなど、国、県、市町村などが協力して、住民のみなさんを守るためのしくみづくりが必要です。

「あってはならない武力攻撃、なくてはならない国民保護」

- 県としても、地震や水害などの自然災害と同様に、国や市町村などと連携し、安全・安心な県づくりに努めます。

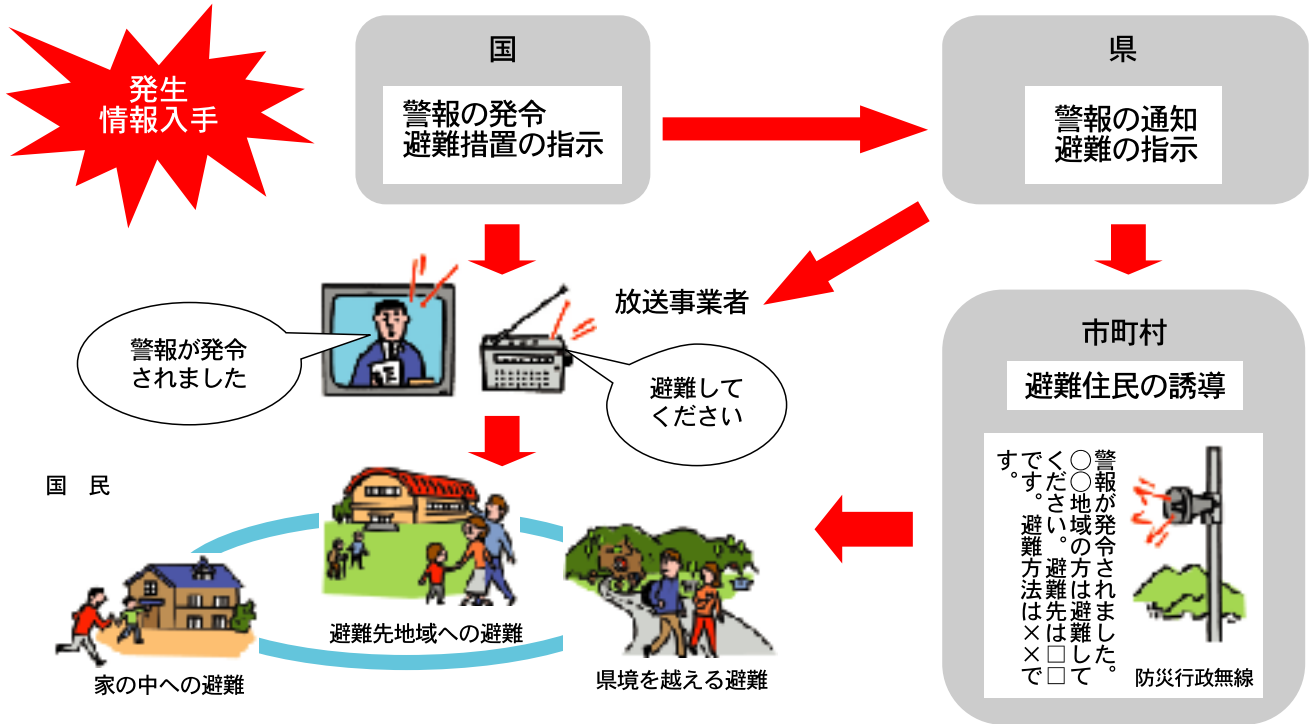
# 国民保護のしくみ

国民の保護のための措置は大きく、「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つから構成されます。



# 避難のしくみ

国は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令や避難措置の指示を行います。これを受け、県は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、テレビ放送や市町村の防災行政無線などを通して、みなさんに情報が伝達されます。



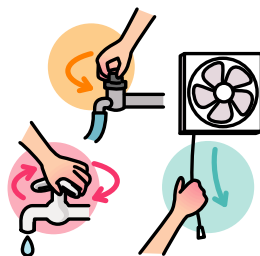
## トピックス 警報が発令されたらどうすればいいの？

武力攻撃や大規模テロなどが迫り又は発生した地域には、市町村から防災行政無線のサイレンなどを使用してみなさんに注意を呼びかけることとしています。そして、テレビ、ラジオの放送や消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、みなさんにどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお伝えします。

### 【警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動】

#### ①屋内にいる場合の例

- ・ドアや窓を全部閉め、ガス、水道、換気扇を止めましょう
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう



#### ②屋外にいる場合の例

- ・近くのビルなど堅ろうな建物の中に避難しましょう



落ち着いて情報を収集しましょう



## トピックス

# 避難の指示が出されたらどうすればいいの？

行政機関から避難の指示が出された場合は、みなさんの安全を守るため、状況に応じた指示の内容（屋内への避難、近くの避難所への避難、市町村や県の区域を越えた遠方への避難など）に従って落ち着いて行動しましょう。



### 【自宅から避難する場合の例】

- ・元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう
- ・近所の人に声をかけましょう
- ・避難の経路や手段などについて行政機関からの指示にしたがい、適切に避難しましょう

## トピックス

# 身の回りで爆発が起こったらどうすればいいの？

とっさに姿勢を低くし、身の安全を守りましょう。その後、爆発が起こった建物などから速やかに離れましょう。



### 【火災が発生した場合の例】

- ・できるだけ低い姿勢をとり、建物から出ましょう
- ・口と鼻をハンカチなどでおおきましょう

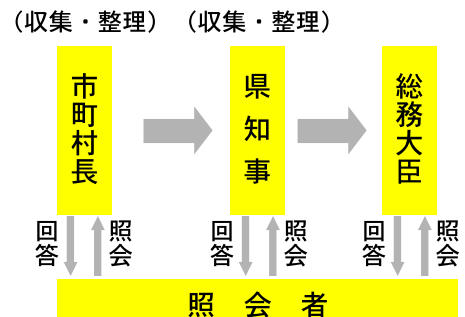
## 救援のしくみ

避難所の開設や炊き出しなどの救援活動は、県、市町村、日本赤十字社などが力を合わせて実施します。また、避難住民の安否情報を収集し、みなさんからの照会にお答えします。

避難所の開設、食品・飲料水の提供  
生活必需品の提供、医療の提供など



安否情報の収集と照会への回答



# 武力攻撃災害への対処

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国、県、市町村が一体となって対処します。

ダムや発電所などの施設の警備



化学物質などによる汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らないよう警戒区域を設定



消防活動

消火や被災者の救助などの消防活動



## トピックス

### 武力攻撃事態・緊急対処事態ってなんですか？

#### 武力攻撃事態

わが国に対する外部からの武力攻撃については、以下の4つの類型が想定されています。

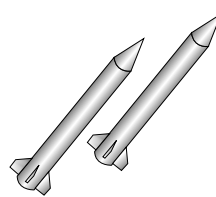
着上陸侵攻



ゲリラ・特殊部隊



弾道ミサイル



航空攻撃



#### 緊急対処事態

「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態」などです。以下のものが想定されています。

##### ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

(例) 石油コンビナートの爆破、ダムの破壊など

##### ②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃

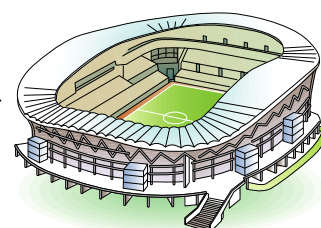
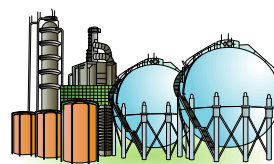
(例) 大規模集客施設、ターミナル駅の爆破など

##### ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

(例) 炭そ菌やサリンの大量散布、放射性物質を混入させた爆弾の爆発など

##### ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

(例) 航空機による自爆テロなど



# 国民は何か協力しなくてはいけないの？

国民の保護のための措置の実施に関し、みなさんに次のようなご協力をお願いします。

住民の避難や被災者の救援の援助



消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助



保健衛生の確保に関する措置の援助

衛生広報等のために保健所等が作成したパンフレットの配布等



避難に関する訓練への参加



- 国民保護法では「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。」と規定されています。
- 国、県、市町村は、その活動のための安全の確保に配慮します。

その他、次のようなことがらについても、ご協力をお願いする場合があります。

- 避難住民等の救援のための収容施設や医療施設を確保するため、土地所有者や施設管理者などに、土地や家屋等を使用させていただくことをお願いすることがあります。
- 救援の実施に必要な食品、医療品、寝具などの物資の所有者や取扱業者に、それらの物資の保管や売渡しをお願いすることがあります。

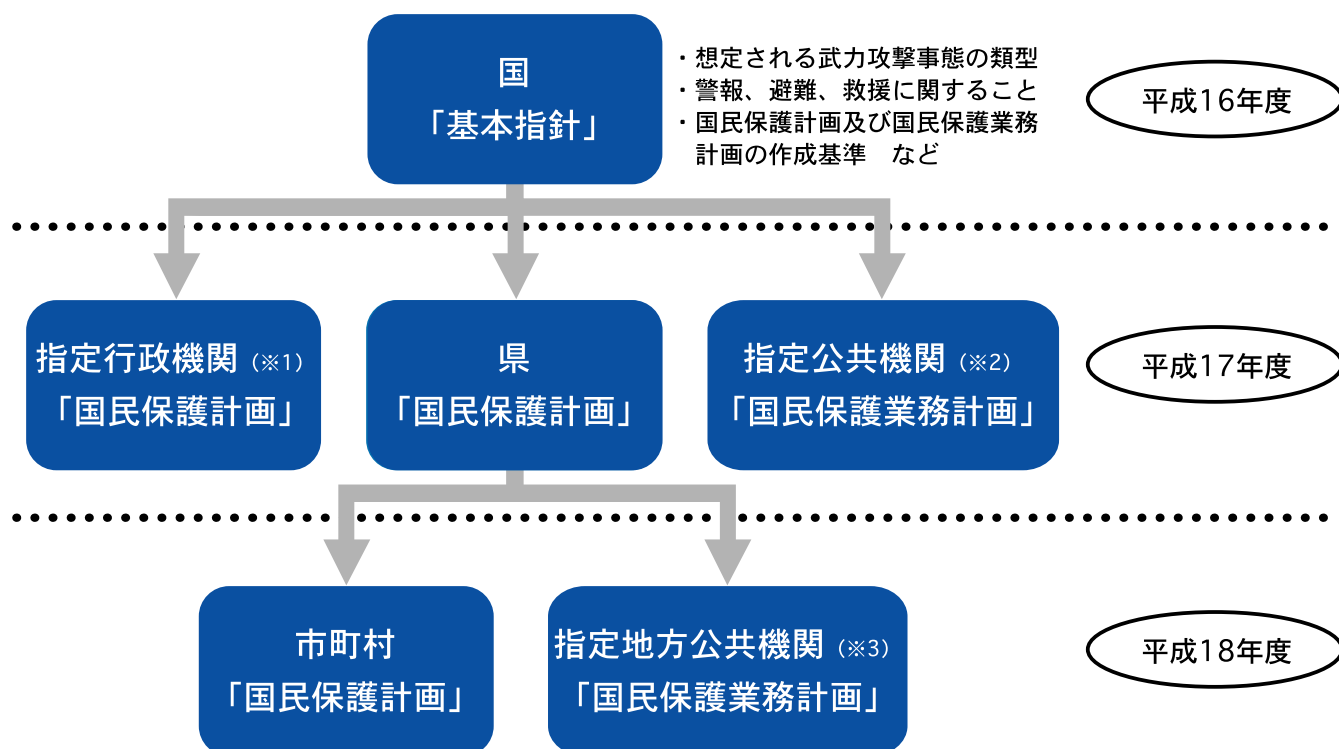
- 国民保護法では「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。」「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」と規定されています。
- ご協力いただいたことにより損失が生じた場合は、国、県、市町村は、その損失を補償することになっています。

# 国民の保護に関する基本指針・計画

国では、国民保護措置の実施に関する基本的な方針（国民の保護に関する基本指針）をあらかじめ定めています。

これに基づいて、地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関などが、それぞれ「国民保護（業務）計画」を作成します。

県では平成17年度を、市町村では平成18年度を目途に、それぞれの「国民保護計画」の作成を目指しています。



※1 指定行政機関

内閣府、各省庁の中央行政機関等

※2 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公益的事業を営む法人で政令及び公示で指定

※3 指定地方公共機関

県内において、ガス、輸送、医療、放送その他の公益的事業を営む法人で、県知事が指定

ご意見・ご質問は、下記までお寄せください。

富山県経営管理部消防防災課（国民保護・地域防災班）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

〈TEL〉076-444-9671(直通) 〈FAX〉076-432-0657

〈e-mail〉kokuminhogo@pref.toyama.lg.jp

〈ホームページ〉<http://www.pref.toyama.jp/sections/1109/kokuminhogo-top4.html>